

議案第79号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多港の港湾施設の利用の適正化を図るため、報告徴収、監督処分及び罰則に係る規定を設ける等の必要があるによる。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第30条」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（港湾施設の占用）

第4条の2 港湾施設に工作物又は貨物その他の物件（以下この章において「物件」という。）を設置する等の方法によつて港湾施設の使用（以下この章において「占用」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、占用が港湾施設の用途又は目的を妨げないと認める場合に限り、前項の許可（以下「占用の許可」という。）をすることができる。

第5条中「を利用しようとする」を「の利用又は占用をしようとする」に、「利用の許可を」を「利用の許可又は占用の許可（以下「利用の許可等」という。）を」に改め、同条第1号中「利用の許可」を「利用の許可等」に改め、同条第2号中「利用」の次に「又は占用」を加え、同条第3号中「条例若しくは」を「条例（この章に限る。以下同章において同じ。）若しくは」に、「利用の許可に附した」を「利用の許可等に付した」に改め、同条第4号中「利用」の次に「、占用」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(禁止行為)

第5条の2 何人も、港湾施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物件を放置すること。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定による許可又は承認を得ないで工作物又は物件を設置し、又は蔵置すること。
- (3) 港湾施設の保全若しくは管理又は機能の確保に支障を生じさせること。

第6条中「利用の許可」を「利用の許可等」に、「利用する施設」を「利用又は占有をする港湾施設」に、「設備をしよう」を「設備を設置しよう」に改める。

第7条中「利用する」を「利用又は占有をする」に、「譲渡し」を「譲渡すること」に、「供し、又は」を「供すること又は」に、「ができない」を「（以下「権利譲渡等」という。）をしてはならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 何人も、権利譲渡等を受け、又は権利譲渡等に係る港湾施設を使用収益してはならない。

第8条第1項中「利用の許可を」を「利用の許可等を」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けたとき。
- (4) 納期限までに使用料又は占有料を納付しないとき。
- (5) 港湾施設の保全若しくは管理又は機能の確保に支障を生じさせたとき。
- (6) その他公益上又は管理上市長が必要と認めたとき。

第8条第2項中「第4号」を「同項第6号」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「許可利用者」を「利用の許可を受けた者」に、「第25条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 占有の許可を受けた者からは、別表第2に定める額（当該占有が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額）の占有料を徴収する。

第10条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「前条」を「前条第1項」に

改め、「使用料」の次に「及び同条第2項の占用料」を加える。

第11条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「係る使用料」の次に「及び占用料」を加え、同条ただし書中「利用」の次に「又は占用」を加える。

第12条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「使用料」の次に「及び占用料」を加える。

第13条中「利用を」を「利用又は占用を」に、「利用の許可」を「利用の許可等」に改める。

第15条を次のように改める。

(報告徴収、立入検査等)

第15条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、許可利用者その他必要と認める者から報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、その職員に、条例の規定による許可に係る場所若しくは許可利用者その他必要と認める者の事務所若しくは事業場に立ち入り、行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類等を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、当該立入検査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第15条の次に次の3条を加える。

(指導、助言及び勧告)

第15条の2 市長は、許可利用者その他必要と認める者に対し、港湾施設の適正な利用、占用、保全又は管理のために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(監督処分)

第15条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定による許可の効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は行為の中止、工作物若しくは物件の移転若しくは撤去、港湾施設の原状回復若しくは返還その他必要な措置を期限を定めて命じることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者

(4) 港湾施設の保全若しくは管理又は機能の確保に支障を生じさせている者

2 市長は、前項の規定による移転又は撤去の命令を受けた者が、これを履行しない場合は、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

（公表）

第15条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

(1) 前条第1項の規定による移転又は撤去の命令を受けた者であつて、正当な理由なく当該命令に従わないもの

(2) 前条第1項の規定による命令を受けた者（第7条第1項の規定に違反して権利譲渡等を行つた者並びに同条第2項の規定に違反して権利譲渡等を受けた者及び権利譲渡等に係る港湾施設の使用収益を行つた者に限る。）であつて、正当な理由なく当該命令に従わないもの

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第16条の3中「緑地においては」を「何人も、緑地においては」に改める。

第16条の10第1項中「の規定（この章の規定に限る。以下この条において同じ。）」を「（この章に限る。以下この条において同じ。）の規定」に改める。

第16条の11中「前条の使用料」を「前条第1項の使用料及び同条第2項の占用料」に、「第16条の7第1項」を「、第16条の7第1項」に改め、「、第12条中「使用料」とあるのは「使用料又は占用料」と」を削る。

第17条第2項第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第15条第1項に規定する」を「第15条の3第1項の規定による」に、「搬出」を「移転」に、「同項第3号に該当する物件に係るものを除く」を

「第5条の2第1号又は第2号の規定に違反した者に対するものに限る」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第15条の2の規定による物件の移転又は撤去に係る指導、助言及び勧告（第5条の2第1号又は第2号の規定に違反した者に対するものに限る。）に関する業務
第17条第3項第5号中「第3号」を「同項第3号」に改める。

第23条中「第13条、第15条第1項」を「第13条、第15条の2、第15条の3第1項」に、「第15条第1項中「市長は、次の各号のいずれかに該当する物件については、」とあるのは「指定管理者は第1号又は第2号に該当する物件について、市長は第3号に該当する物件について、それぞれ」を「第15条の2中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「指導」とあるのは「物件の移転又は撤去に係る指導」と、第15条の3第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「この条例の規定による許可の効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は行為の中止、工作物若しくは物件の移転若しくは撤去、港湾施設の原状回復若しくは返還その他必要な措置」とあるのは「物件の移転又は撤去」に改める。

第24条を次のように改める。

（目的外使用の使用料）

第24条 別表第2に掲げる港湾施設として公共用に供している行政財産を自動販売機、売店その他市長が別に定めるものの設置のために地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合は、市長が別に定める額の使用料を徴収する。

第27条を第30条とし、第26条第1項第1号中「第3条第1項」の次に「、第4条の2第1項」を加え、「利用の」を削り、「を利用した」を「の利用又は占有をした」に改め、同項第4号中「市長の」を削り、同条第2項中「を利用する」を「の利用又は占有をする」に改め、同項第1号中「利用の許可」を「利用の許可等」に改め、同項第2号中「許可」を「利用の許可等」に、「を利用した」を「の利用又は占有をした」に改め、同項第3号中「この条例」を「第2章」に、「利用の許可」を「利用の許可等」に改め、同条を第29条とする。

第25条の前の見出しを削り、同条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に、「前条」を「地方自治法第238条の4第7項の規定による許可をして使用させる場合」に改め、「又は」の次に「第9条第2項若しくは」を加え、同条第2項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条を第28条とし、同条の前に見出しとして「（過料）」を付し、第24条の次に次の見出し及び2条を加える。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条の3第1項の規定による移転又は撤去の命令に違反した者
- (2) 第15条の3第1項の規定による命令に違反した者（第7条第1項の規定に違反して権利譲渡等を行つた者並びに同条第2項の規定に違反して権利譲渡等を受けた者及び権利譲渡等に係る港湾施設の使用収益を行つた者に限る。）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第15条の3第1項の規定による命令に違反した者（前条第1号及び第2号に該当する者を除く。）

第26条の次に次の1条を加える。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第9条の改正規定（「第25条第1項」を「第28条第1項」に改める部分に限る。）、第27条を第30条とする改正規定、第26条を第29条とする改正規定、第25条の前の見出しを削る改正規定、同条を第28条とし、同条の前に見出しを付し、第24条の次に見出し及び2条を加える改正規定及び第26条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。